

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置の状況  
 防災、危機管理に関する事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの  
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの  
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、  
 市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等  
 措置を講じないことを決定したもの

| 頁   | 区分  | 項目   | 指摘事項・意見（抜粋）   | 担当部署<br>(所管課) | 対応<br>区分 | 措置状況・理由  |
|-----|-----|--|---|---------------|----------|--|
| 71  | 指摘1 | 第3章 監査結果における指摘及び意見<br>第1 災害対策<br>4. 監査結果<br>(9) 倉敷市国土強靱化地域計画について | 倉敷市国土強靱化地域計画によれば、排水機場等の河川管理施設や河川堤防の耐震対策を進めることが重点取組項目として取り上げられているが、令和2年度より実施数が0となっている。取り組むのか重点取組項目の再設定を行うのか検討すべきである。   | 土木課           | 対応中      | 排水機場等の河川管理施設については、老朽化した施設について改修、更新等の長寿命化対策を優先的に実施しているため耐震対策が進んでいない状況です。重点取組項目の再設定も含め検討中です。   |
| 72  | 指摘2 | 第3章 監査結果における指摘及び意見<br>第1 災害対策<br>4. 監査結果<br>(9) 倉敷市国土強靱化地域計画について | 倉敷市国土強靱化地域計画の評価指標である災害時の要配慮者への避難支援を円滑に実施できる体制づくりの要となる地区防災計画策定支援の取組件数について、令和4年度において35件となっているが、それ以後の取組件数は77件となっているものの、41件は自主防災組織に策定を委ねており、積極的な関与・確認がなされておらず策定状況を把握できていない。他の自主防災組織の事例紹介などの支援を行うとともに、策定状況の把握を行い、防災計画策定まで支援するべきである。  | 防災推進課         | 措置済      | 自主防災組織に対し、地区防災計画の策定状況についての照会を行うとともに、地区防災計画に少しでも関心を示している組織に対して、出前講座等で他組織の事例紹介などを行い、計画策定を支援しております。                                     |
| 89  | 指摘3 | 第3章 監査結果における指摘及び意見<br>第1 災害対策<br>4. 監査結果<br>(10) 防災備蓄倉庫について      | 防災備蓄品を管理する一覧表を防災推進課職員がエクセル管理している状況にあるが、非効率、煩雑な部分があり、点検完了までの正確性に課題があるため、管理の外部委託、防災備蓄品の管理システムの導入を実施、又は人員の増強を図るべきである。  | 防災推進課         | 措置済      | 課内協議の結果、「外部委託」又は「管理システムの導入」については、実現のためのコストの面からも移行は困難との見解となりました。なお、「人員の増強」については、令和5年度比で1名増員となったため、業務配分と管理方法を見直し、正確性を向上させるよう取り組んでおります。 |
| 97  | 指摘4 | 第3章 監査結果における指摘及び意見<br>第1 災害対策<br>4. 監査結果<br>(10) 防災備蓄倉庫について      | 地域防災計画には、「毎年3月中に実施し、少なくとも6月1日までは、点検、不良品の更新、所定数の確保整備を完了する」との記載があり、防災推進課では職員が年に一度は点検をしているとのことだが、点検結果の記録がないため、記録を残すべきである。  | 防災推進課         | 措置済      | 避難所用備蓄保管庫の管理台帳を元に、点検ごとに点検結果を記録するよう対応しました。  |
| 99  | 指摘5 | 第3章 監査結果における指摘及び意見<br>第1 災害対策<br>4. 監査結果<br>(11) 市民病院について        | コロナ禍であったため、トリアージ訓練は令和2年度以後は実施していないとのことだったが、机上訓練等のような形であれ、毎年必ず実施すべきである。  | 市民病院          | 対応中      | トリアージ訓練の実施については、平常時は毎年実施していますが、コロナ禍のような場合でも継続して実施できるよう災害対策委員会において、手法等について検討中です。  |
| 219 | 指摘6 | 第3章 監査結果における指摘及び意見<br>第4 商工労働部商工課被災中小企業支援室<br>2. 地域おこし協力隊        | 地域おこし協力隊事業の令和4年度の活動費を確認したところ、上限を超過した20,655円を翌年度の活動費に付け替えしていた。当時の担当者が、受入団体である真備船穂商工会に対して活動費の上限を誤って6万円多く伝達していたことから、受入団体が上限金額について誤認していたためである。支給額の超過額について返還等による修正を行うべきである。また、今後は通例でない処理をする場合には、適切な決裁権者の承認を得るとともに、判断過程を文書として残すべきである。 | 商工課           | 措置済      | 超過額20,655円について、隊員及び受入団体と協議を行い、令和5年12月分活動費から当該金額を減額し、是正しました。また、今後、特例的な処理を行う際は、指摘のとおり適切な手続きを行うよう努めます。                                  |
| 220 | 指摘7 | 第3章 監査結果における指摘及び意見<br>第4 商工労働部商工課被災中小企業支援室<br>2. 地域おこし協力隊        | 地域おこし協力隊受入業務にかかる契約において、活動費については支出の根拠が明記された請求書等の関係書類を保存するよう求められているにもかかわらず、本人立替のクレジットカード明細のみでレシート等が保存されていないものがあった。契約の発注者としての責務を自覚し、臨時検査の実施などにより、契約の適正な履行を担保するよう努める必要がある。  | 商工課           | 措置済      | 令和5年12月21日に、適正な関係書類の保管について、隊員及び受託者である受入団体に対し、所属長から口頭で直接指示しました。また、適正書類の条件（品名、金額、日付、請求者等の明記）についても併せて指導しました。                            |

(公表日：令和6年7月26日 通知日：令和6年7月17日 法第6号)